

特則(機密情報の保護に関する規定)

お客様およびIBMは、約款(第三者サービス用)の適用に伴い当事者間で開示される機密情報(以下、「本機密情報」といいます。)の取り扱いについて、事業活動の自由を尊重しつつ、機密情報を保護することを目的として、以下のとおり合意します。

第1条 情報の開示

1. 本機密情報は次のいずれかの形態により開示されます。

- (1) 文書の交付
- (2) 物品の提供
- (3) データ・ベース等に含まれる本機密情報へのアクセス
- (4) 口頭または視覚的手段による提示

2. 本機密情報を開示する当事者(以下、「開示者」といいます。)は、本機密情報に機密である旨の表示をします。本機密情報に機密表示が付されていない場合または口頭もしくは視覚的手段で開示される場合には、開示者は、開示の時点で機密であることを明らかにするものとします。

第2条 機密保持義務

1. 本機密情報を受領する当事者(以下、「受領者」といいます。)は、本機密情報を自己の保有する機密の情報に対するのと同等の注意をもって管理し、他に開示、公表または配付を行なわないものとします。

2. 受領者は、本機密情報を開示された目的または開示者のためにのみ使用します。

3. 受領者は、(1)本機密情報を知る必要のある自己または関連会社の従業員および(2)開示者の事前の書面による同意を得た者に開示することができます。なお、「関連会社」とは、受領者が支配する法人もしくは団体、受領者を支配する法人もしくは団体(以下、「親会社」という。)、又は、受領者の親会社により支配される法人もしくは団体をいいます。本項において、「支配」とは、議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有又は支配することをいいます。

4. 受領者は、前項のいずれかに該当する者への本機密情報の開示に先立ち、かかる該当者との間で、本機密情報を本規定に従って取り扱うことを旨とする書面による合意を得るものとします。

5. 受領者は、法律により要求される範囲で本機密情報を他に開示することができます。ただし、受領者は、開示者にその旨をすみやかに通知するものとします。

第3条 機密保持期間

受領者は、開示を受けた本機密情報を最初に開示された日より2年間本規定に従って機密に保持します。

第4条 適用除外

1. 本機密情報のうち、次のいずれかに該当する情報については、受領者は、本規定に従った機密保持義務を負うことなく開示、公表、配付または使用することができます。

- (1) 守秘義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 独自に開発した情報
- (3) 開示者以外の者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

(4) 一般に入手可能であるかまたは本規定に違反することなく入手可能となった情報

(5) 開示者が守秘義務を負わせることなく第三者に開示した情報

2. 受領者は、開示者の本機密情報に含まれ、かつ、本規定に従って本機密情報に接した受領者の従業員の記憶に留まる、受領者の事業分野に関連するアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技法については、本規定に基づく機密保持義務を負わないものとします。ただし、受領者は、次の各号記載の情報を開示、公表又は配布しないものとします。

- (1) 本機密情報の出所
- (2) 開示者の財務、統計または人事にかかわるデータ
- (3) 開示者の事業計画

第5条 免責

1. 開示者は、本機密情報を現存するままの状態を開示するものであり、内容の正確性ないし価値について一切保証するものではありません。

2. 開示者は、本規定に基づき開示された本機密情報の使用により生じた損害についていかなる責任をも負わないものとします。

3. 本規定または本規定に基づく本機密情報の開示は、受領者に対し、開示者(関連会社を含みます。)が現在または今後所有または管理するいかなる商標、著作権、特許権、実用新案権または意匠権の使用権または実施権を付与するものではありません。

第6条 その他

1. 本規定は、いずれの当事者に対しても本機密情報の開示または受領を義務づけるものではありません。

2. いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意がない限り本規定および本規定上の権利または義務を第三者に譲渡または移転することができません。

3. 本規定に基づく本機密情報の受領により、受領者は、次に掲げる事項についていかなる制約も受けません。

- (1) 開示者と競合する製品またはサービスの他者への提供。
- (2) 開示者と競合する他者への製品またはサービスの提供
- (3) 自己の従業員の配置または異動。

4. 受領者は、すべての輸出入関連適用法令を遵守します。

5. 本規定は、両当事者の記名捺印した書面によってのみ変更することができます。

6. いずれの当事者も、相手方に対する1か月前の書面の通知により、本規定を解約することができます。本規定の解約後も性質上存続すべき条項は、有効に存続し、両当事者ならびにその承継人および譲受人に適用されます。

7. 本規定は、本機密情報の開示に関する唯一の合意であり、従前のあらゆる口頭または書面による合意に置き替わります。

特則(個人情報取り扱いに関する規定)

約款(第三者サービス用)以下、「本約款」という)の適用に伴いお客様からIBMに開示または提供(以下、開示と提供を総称して「開示」といいます。)される個人情報(以下「本件個人情報」といいます。)の取り扱いにつき、本件個人情報を保護することを目的として、以下のとおり合意します。

第1条 個人情報保護法の遵守

当事者は、本件個人情報取り扱い(本件個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を含みますが、これに限りません。以下同じ。)においては、本特則および個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)を遵守するものとします。なお、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)をいうものとします。

第2条 本件個人情報の開示

本件個人情報の開示は、お客様が開示の都度、IBM所定の個人情報開示通知書(以下「開示通知書」といいます。)をIBMに交付して行われるものとします。本件個人情報が開示通知書の交付によることなくIBMに開示される事態が生じた場合、当事者はかかる事態を認識した時点で速やかに開示通知書により該当する本件個人情報の確認を行うものとします。本特則と開示通知書の条項に相違がある場合は、開示通知書の条項が優先するものとします。なお、原契約に基づく連絡先個人情報の開示については、開示通知書の交付は不要とします。

第3条 本件個人情報へのアクセスの制限

IBMは、前条に従いお客様から本件個人情報の開示を受けた場合を除き、本件個人情報にアクセスしないものとします。

第4条 個人情報の取り扱い

1. IBMは、本件個人情報の取扱いに際し、以下を遵守するものとします。

- (1) 本約款の履行目的のためにのみ使用し、目的外の使用、加工、複製および複製を行わないこと
- (2) 本約款を履行するためにのみIBMの従業員に開示すること(この場合、従業員への開示に先立ち、かかる従業員との間で、本件個人情報を本特則に従って取り扱うことを旨とする書面による合意を得るものとする。)
- (3) 本約款の終了後、すみやかに本件個人情報をお客様に返却またはお客様の指示に従い廃棄すること
- (4) 本約款の履行に際し、IBMの従業員に本件個人情報を開示する場合は、かかる従業員名をお客様に連絡すること

2. IBMが、本件個人情報に関し、法令に基づいて、または、その他理由の如何を問わず、本件個人情報によって識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)から、その開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは消去、または苦情の訴え等を受けた場合は、

IBMは、その旨速やかにお客様に通知するものとし、お客様は、直ちにIBMに対して当該本件個人情報の取り扱いにつき書面により指示するものとします。

3. IBMは法律に要求される範囲で本件個人情報を他に開示することができます。ただし、IBMは、お客様にその旨をすみやかに通知するものとします。

第5条 個人情報の確認

お客様は、本件個人情報について、以下の内容につき継続して確認します。

- (1) 本件個人情報を適法かつ適切な方法により取得および開示されていること
- (2) 本件個人情報が適法かつ適切に管理・更新されたものであること
- (3) 本件個人情報についてその開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および法第23条にいう第三者への提供の停止を行う権限をお客様またはお客様に対して当該個人情報を提供した者のみが有し、IBMがこれらの権限を有しないこと

第6条 個人情報管理規定

お客様、IBMが、他の当事者に対し、「個人情報管理規定」を定めるよう求めたときは、当事者は協議のうえ、文書により合意するものとします。この場合、当事者は、当該「個人情報管理規定」に従い、本件個人情報を取り扱うものとします。

第7条 その他

1. 本特則はお客様に対して本件個人情報の開示を義務づけるものではなく、また、IBMは本約款の履行に伴い、本件個人情報の開示を必要とする場合に限り、本特則に従い本件個人情報を取り扱うものとします。

2. 両当事者間で別途機密保持契約が締結されている場合においても、本件個人情報の取り扱いについては本特則(両当事者間で本特則第6条の「個人情報管理規定」が合意された場合は当該規定を含みます。)がかかる機密保持契約に優先して適用されるものとします。

3. お客様は、IBM、IBMの関連会社およびIBMビジネス・パートナーがお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、IBMまたはIBMビジネス・パートナーが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はIBMまたはIBMビジネス・パートナーとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、IBM、IBMの関連会社および、その委託先、IBMビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。